

明石市財政健全化推進計画

(平成26年度～平成35年度)

平成27年(2015年)3月
明石市

目次

はじめに.....	- 1 -
1 計画策定の背景.....	- 2 -
(1) 明石市財政を取り巻く状況.....	- 2 -
(2) これまでの取り組み.....	- 3 -
(3) 市の財政状況.....	- 5 -
(4) 公共施設の更新への対応	- 8 -
(5) 今後の財政推計	- 10 -
2 計画の基本方針と目標.....	- 12 -
(1) 計画の基本方針	- 12 -
(2) 計画期間.....	- 13 -
(3) 計画の目標.....	- 13 -
3 取り組み項目	- 14 -
(1) 市役所内部の取り組み	- 14 -
(2) 事務事業の見直し.....	- 17 -
(3) 公有財産の有効活用.....	- 18 -
(4) 受益者負担の適正化.....	- 20 -
(5) 人口の維持、増加を目指す取り組み.....	- 21 -
(6) 取組効果額の見込み	- 22 -
4 取り組みの進め方	- 23 -
(1) 市役所内部での検討.....	- 23 -
(2) 市民、市議会との意見交換.....	- 24 -
(3) 計画のフォローアップ	- 25 -
用語説明.....	- 26 -

はじめに

本市では、平成8年8月に「新たな時代の市民ニーズに対応できる行政の再構築を図る」ことを基本方針とした行政改革大綱^{*1}を策定し、以後、平成8年度から平成25年度まで、6期に渡って行政改革実施計画^{*2}を定め、時代状況や行政を取り巻く社会経済情勢等の変化に的確に対応できるよう行政改革に取り組んできました。

行政改革実施計画では、目標のひとつに収支均衡を掲げ、歳出の削減及び歳入の確保のために様々な取り組みを行ってきましたが、少子高齢化の進展や経済の低成長の影響もあり、現在に至るまで厳しい財政運営を強いられています。

また、今後、全国的に人口減少が予測されていることや経済の先行きが不透明であることを考えれば、このままではさらに困難な状況に直面すると見込まれます。

そこで、このたび「明石市財政健全化推進計画」を策定し、継続的に取り組みを行っていくこととしました。

財政運営を取り巻く状況が厳しさを増す中でも、将来世代に負担を先送りすることなく、元気な明石を子どもたちに引き継いでいくことができるよう、収支均衡を基本とする持続可能な財政構造の構築に向けて着実に取り組みを進めていきます。

なお、この計画は、本市のまちづくりの基本方針となる第5次長期総合計画^{*3}の下で行財政分野に関する個別計画に位置付けられるものです。

1 計画策定の背景

(1) 明石市財政を取り巻く状況

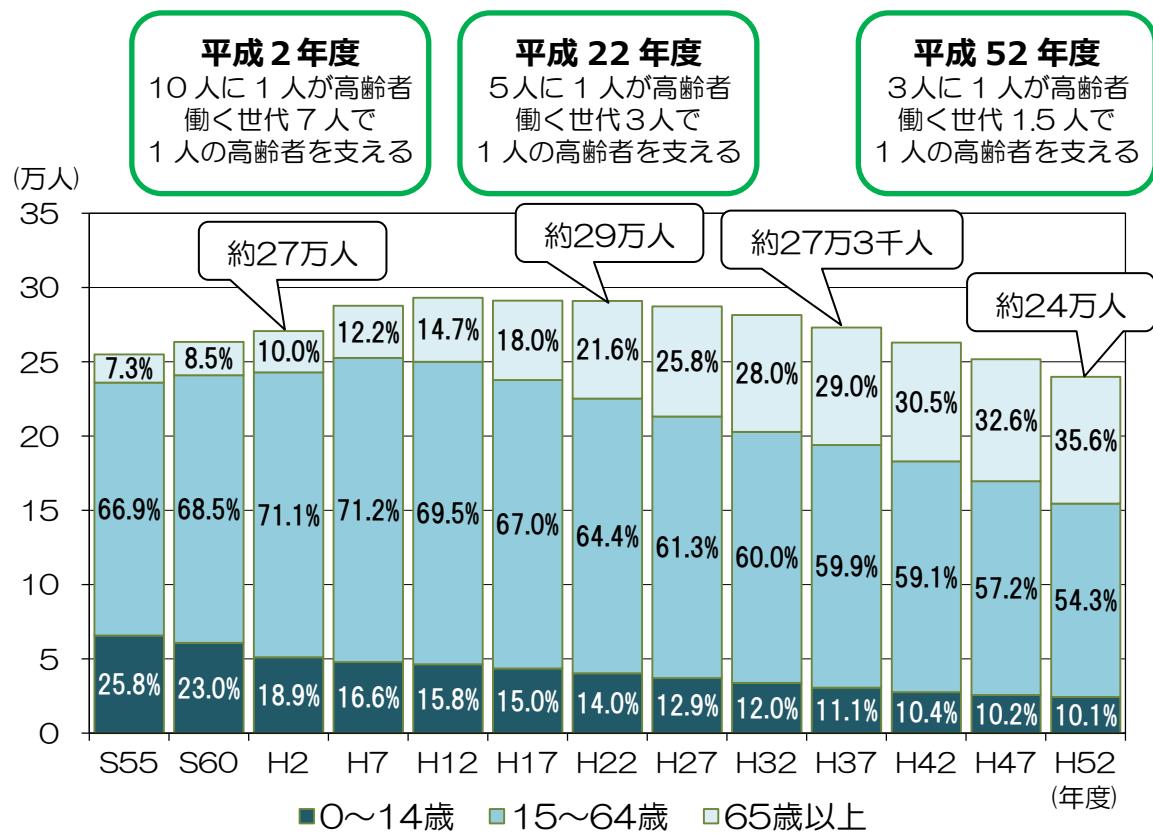
本市に限らず、全国的に自治体が厳しい財政運営を強いられる背景には、人口減少と少子高齢化の進展という大きな人口動態の変化があります。

本市の人口は、ここ10年程度は約29万人でほぼ横ばいの状況が続いていますが、今後、人口増加のための取り組みを行わなければ、全国的な傾向と同様に、徐々に減少していくと推計されています。

また少子高齢化もさらに進展し、高齢者は増える一方、働く世代の15歳から64歳までの人の人口は、大きく減少していきます。

このように高齢者が増え、働く世代が減ってくると、福祉関係経費の増加などにより歳出は増加する一方、税などの収入は減少してくると考えられます。

○グラフ1 総人口及び年齢3区分別的人口割合の推移



出典：平成22年度までは、総務省統計局「国勢調査」。

平成27年度以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」。

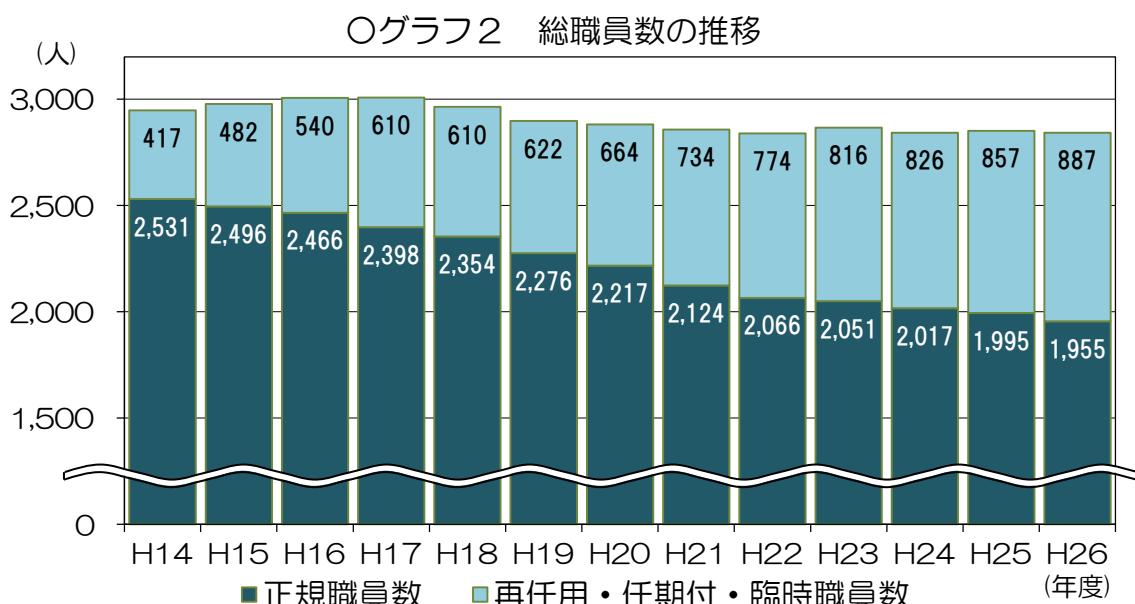
(2) これまでの取り組み

社会経済情勢の変化にも柔軟に対応しながら財政を運営できるよう、本市では、これまで6次にわたる行政改革実施計画に基づき、以下のとおり、人件費の削減、事務事業の見直し、歳入の確保等に取り組んできました。

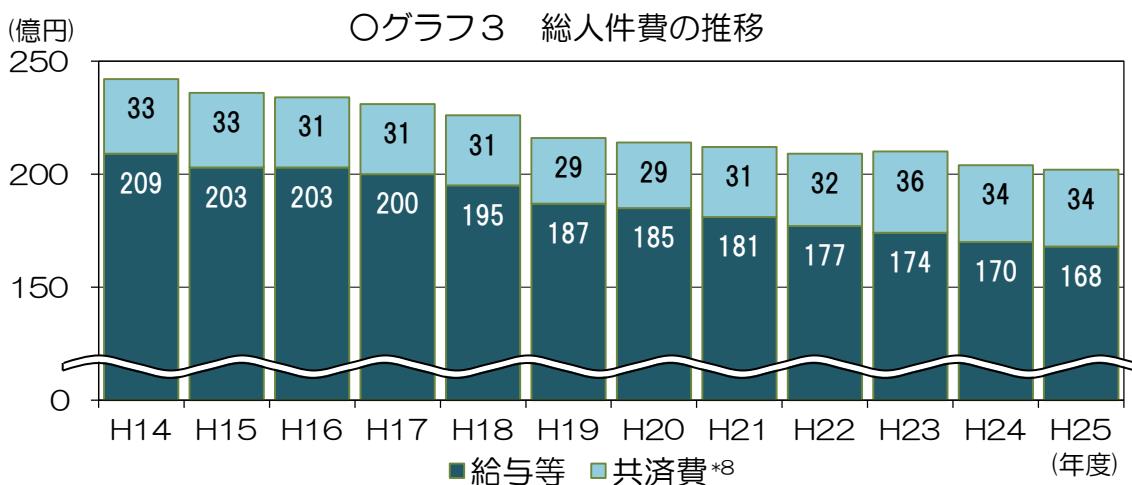
①人件費の削減

職員数の削減及び職員給与の適正化に取り組み、平成26年4月1日時点での正規職員数は1,955人となり、平成14年度の2,531人に比べて576人（約23%）減少しています。

また、再任用職員^{*4}や任期付職員^{*5}を含めた総人件費は平成25年度では202億円となり、平成14年度の242億円に比べて40億円（約17%）減少しています。



※地方独立行政法人⁶となった明石市立市民病院の職員を除く各年度4月1日現在の職員数。



※退職手当分、地方独立行政法人となった明石市立市民病院の職員分を除く。

※再任用、任期付及び臨時職員^{*8}分を含む。

②事務事業の見直し及び歳入の確保等

以下の取り組みをはじめ、事務事業等の見直しや歳入の確保等の取り組みを行ってきました。

○表1 近年の主な取り組み

項目	内容
民間活力の導入	市営バス路線の民間移譲 市営バスの営業を終了し、路線を民間事業者に移譲した。
	指定管理者制度 ^{*9} の導入 市民会館、図書館、文化博物館など 29 施設に指定管理者制度を順次、導入した。
	民間委託の推進 給食調理業務、ごみ収集・焼却業務、浄水場・下水処理場運転等業務、道路維持補修業務などにおいて民間委託を導入、拡大した。
の事務見直し事業	市に裁量のある事業の見直し 事業内容等について、法令等の制限を受けず、市が決めることができる事業について、市が実施する必要性や金額の妥当性等を検証し、54 事業の見直しを実施した。
	給付事業の見直し 一律型給付から具体的な生活や活動の支援に重点を置いていくため、障害者福祉金の廃止、母子福祉金の廃止、敬老金支給事業の見直し、敬老優待乗車証事業の見直し等を実施した。
	補助金の見直し 補助金、助成金について、全般的な検証を行い、廃止や補助額の 20%~50%削減など、72 事業の見直しを実施した。
見直し施設の	魚住清掃工場の廃止 二見浄化センターに、し尿等直接投入施設を建設し、魚住清掃工場を閉鎖した。
の外郭団体等の見直し	土地開発公社 ^{*10} の解散 債務超過の状況が続いていることから、将来的に市の財政を圧迫することが懸念されることから、土地開発公社を解散した。
	市民病院の地方独立行政法人への移行 地域医療の中核を担う市民病院が、医師の確保をはじめとするさまざまな重要課題に柔軟かつ迅速に対応するため、地方独立行政法人による運営に移行した。
歳入の確保	減免制度の見直し 個人住民税の減免適用条件ごとの減額率の見直し、上下水道料金の生活保護世帯に対する減免の見直しを行った。
	市税及び各種料金等の収納率向上 債権管理課を設置し、市税をはじめとする未収金対策等を強化するとともに、コンビニ収納 ^{*11} など納付方法を多様化し、市税及び各種料金等の収納率の向上を推進した。
	各種料金等の改定 国民健康保険料、介護保険料、水道料金、下水道使用料をはじめ各種料金等について、受益と負担の均衡を図るために改定した。
	前納報奨金制度の廃止 市税及び国民健康保険料の前納報奨金制度を廃止した。
	土地の売却 行政財産 ^{*12} として使用しなくなった土地について、順次、売却した。
	余剰電力の売却等 明石クリーンセンターにおける余剰電力の売却やメガソーラーの設置に向けた取り組みなど、環境負荷の低減を図りつつ、歳入の確保につながる取り組みを行った。
	広告収入等の確保 市役所本庁舎及び3市民センターにおける広告モニター ^{*13} の設置、自動販売機の設置業者の公募、窓口持ち帰り用封筒への広告掲載などの取り組みを行った。

(3) 市の財政状況

① 財政状況の推移

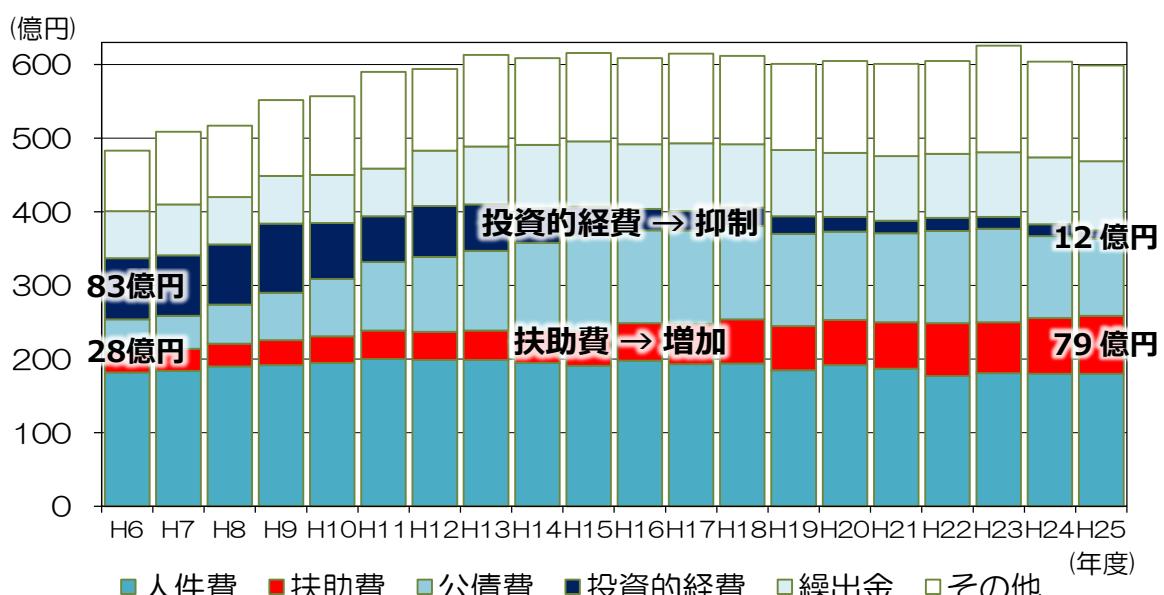
これまで様々な取り組みを行ってきましたが、市税や地方交付税^{*14}などの歳入が伸び悩む一方、少子高齢化の影響などによる福祉関係経費の増加などによって歳出がふくらみ、厳しい財政運営を強いられてきました。

市が自由に使途を決めることができる一般財源^{*15}ベースでの歳出の総額は、平成11年度以降、概ね横ばいで推移していますが、内訳を見ていくと、高齢者、障害者、子ども・子育て等の支援や生活保護などに関する支出である扶助費^{*16}が年々、増加しています。このため、施設、道路等の整備に関する支出である投資的経費^{*17}を抑制するなど歳出の削減を進めてきましたが、全体としては歳出が歳入を上回ることから、市の貯金である基金^{*18}を少しずつ取り崩しながらの財政運営が続いています。

このため基金残高については、ピークの平成7年度には174億円であったものが、徐々に減少し、平成25年度末には74億円となっています。

○グラフ4 性質別歳出額の推移

(普通会計^{*19}・一般財源ベース)



※グラフ内の人件費の金額は普通会計・一般財源ベースであることから、グラフ3の総人件費の金額とは異なります。

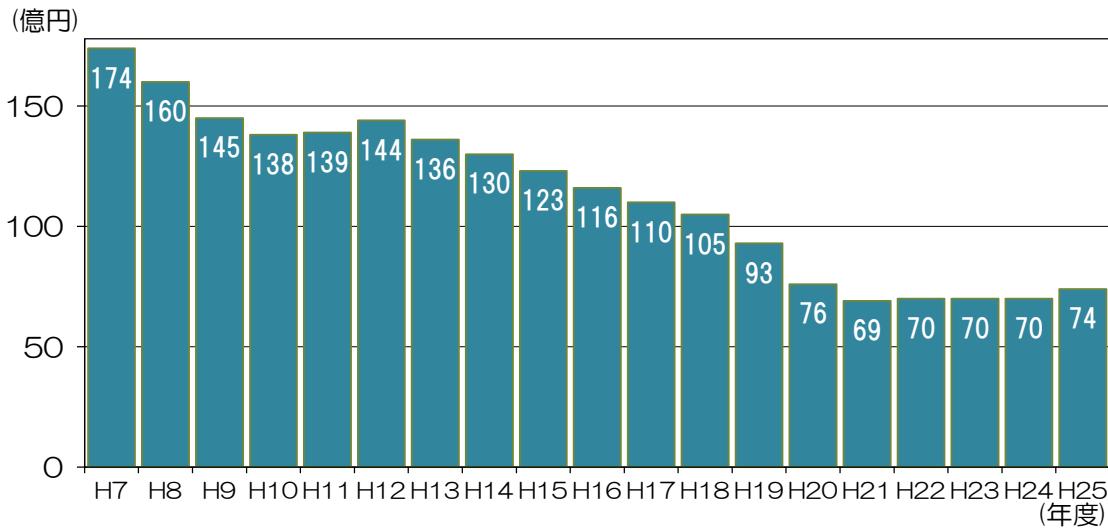
○表2 近年の収支状況
(普通会計 決算・一般財源ベース)
各年度の決算額を表記しています (単位: 億円)

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
歳入合計(1)	612	593	589	584	621	627	609	616
市税	382	411	420	398	391	397	395	400
地方交付税	131	109	108	121	162	162	155	153
うち 地方交付税	107	87	87	89	109	113	107	101
うち 臨時財政対策債	24	22	21	32	53	49	48	52
その他	99	73	61	65	68	68	59	63
歳出合計(2)	612	601	605	573	605	626	604	599
人件費	194	185	192	159	177	181	180	180
うち 退職手当	20	22	29	10	15	17	18	19
扶助費	60	60	61	63	72	69	76	79
公債費	4	8	11	13	14	16	18	19
臨時財政対策債分	4	8	11	13	14	16	18	19
その他	123	117	109	108	111	111	93	85
投資的経費	25	24	20	17	18	16	16	12
繰出金	102	105	102	103	102	113	104	107
財政基金への積み立て	3	2	2	1	1	8	4	4
その他	101	100	108	109	110	112	113	113
収支差引額(A)【(1)-(2)】	0	-8	-16	11	16	1	5	17
基金取崩額(B)	8	14	20	8	1	8	4	0
収支額(A)+(B)	8	6	4	19	17	9	9	17
基金残高額	105	93	76	69	70	70	70	74

※上記のほか、平成21年度には退職手当の財源として退職手当債14億円を発行しています。

○グラフ5 基金残高の推移

(財政基金^{*20}、減債基金^{*21}、特別会計等財政健全化基金^{*22}の合計残高)



② 他自治体との比較

本市の財政状況と、他自治体の財政状況を比較すると、市の借金である市債に関しては、経常的な収入に占める公債費^{*23}（借金の返済のための経費）相当額の割合を示す実質公債費比率^{*24}が県下 29 市中 1 位であるなど、比較的良好な状況にあります。

一方、市民 1 人あたりの市税収入が県下 29 市中 17 位であり、市民 1 人あたりの基金残高が県下 29 市中 28 位であるなど、財政力は比較的弱い状況といえます。

以上のことから他自治体と比較すると本市の財政は、収入面で豊かではなく貯金も少ないが、借金は少ない状況にあるといえます。

○表3 他自治体との財政状況の比較（平成 24 年度決算）

※金額で示している項目については市民 1 人あたりの金額の比較

No.	指標名	明石市	県下 29 市の比較		特例市 ^{*25} 40 市の比較	
			29 市 平均値	明石市の順位 (良好な順)	40 市 平均値	明石市の順位 (良好な順)
1	市税収入	133 千円	157 千円	17 位	146 千円	30 位
2	うち個人市民税	51 千円	55 千円	8 位	54 千円	25 位
3	うち固定資産税	54 千円	67 千円	27 位	61 千円	34 位
4	義務的経費	184 千円	216 千円	13 位	170 千円	28 位
5	うち扶助費	84 千円	90 千円	27 位	77 千円	29 位
6	うち公債費	39 千円	57 千円	6 位	35 千円	28 位
7	うち人件費	60 千円	69 千円	7 位	58 千円	22 位
8	財政力指数 ^{*26}	0.74	0.64	12 位	0.81	28 位
9	経常収支比率 ^{*27}	93.6%	90.7%	20 位	90.5%	30 位
10	基金(貯金)現在高 (財政基金+減債基金)	22 千円	38 千円	28 位	23 千円	20 位
11	地方債(借金)現在高	343 千円	518 千円	9 位	314 千円	25 位
12	実質公債費比率	7.2%	12.6%	1 位	8.3%	15 位
13	将来負担比率 ^{*28}	58.5%	94.4%	10 位	60.1%	22 位

(4) 公共施設の更新への対応

今後の財政運営を考えるうえで、大きな課題となるのが、公共施設の更新（大規模改修、建て替え）への対応です。

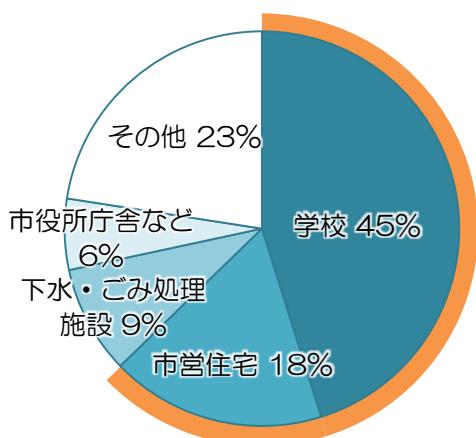
本市では、これまで人口の増加や市民ニーズの多様化にあわせて、多くの公共施設を整備してきました。現在、保有している、市庁舎や学校、市営住宅等のいわゆるハコモノ施設は約 300 施設に及びます。また、道路、橋梁、上下水道等のいわゆるインフラ施設については、市内全域にわたるネットワークを構築しています。これらの施設の多くは 1970 年代から 1980 年代にかけて建設されたものです。多くの施設で老朽化が顕著に進行しており、今後は次々と大規模改修や建て替えなどの整備が必要になってきます。

仮に、計画的な保全により施設の長寿命化を図ることを前提として、既存の施設をすべて維持した場合の更新費用を試算すると、今後 40 年間で、ハコモノ施設が約 3,300 億円、インフラ施設が約 3,700 億円となり、すべての公共施設にかかる更新費用の総額は約 7,000 億円にも及ぶ見込みです。

この先、人口減少が予測されること、また、本市の財政状況を考慮すれば、すべての公共施設をこのまま維持していくことは困難な状況にあり、既存の施設をできる限り有効に活用しながら、本当に必要な施設の機能や量を見きわめ、計画的に施設総量を縮減していくよう、施設配置の適正化に取り組まなければなりません。

○グラフ6

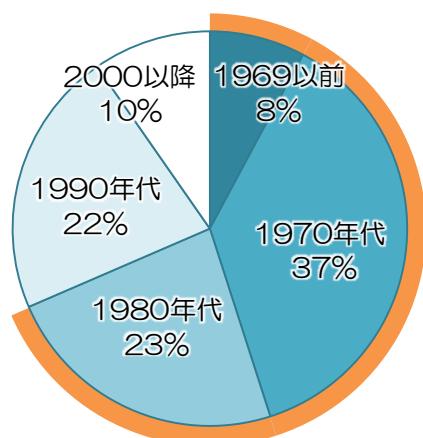
ハコモノ施設の用途別延べ面積^{*29}



学校と市営住宅で
約 6 割

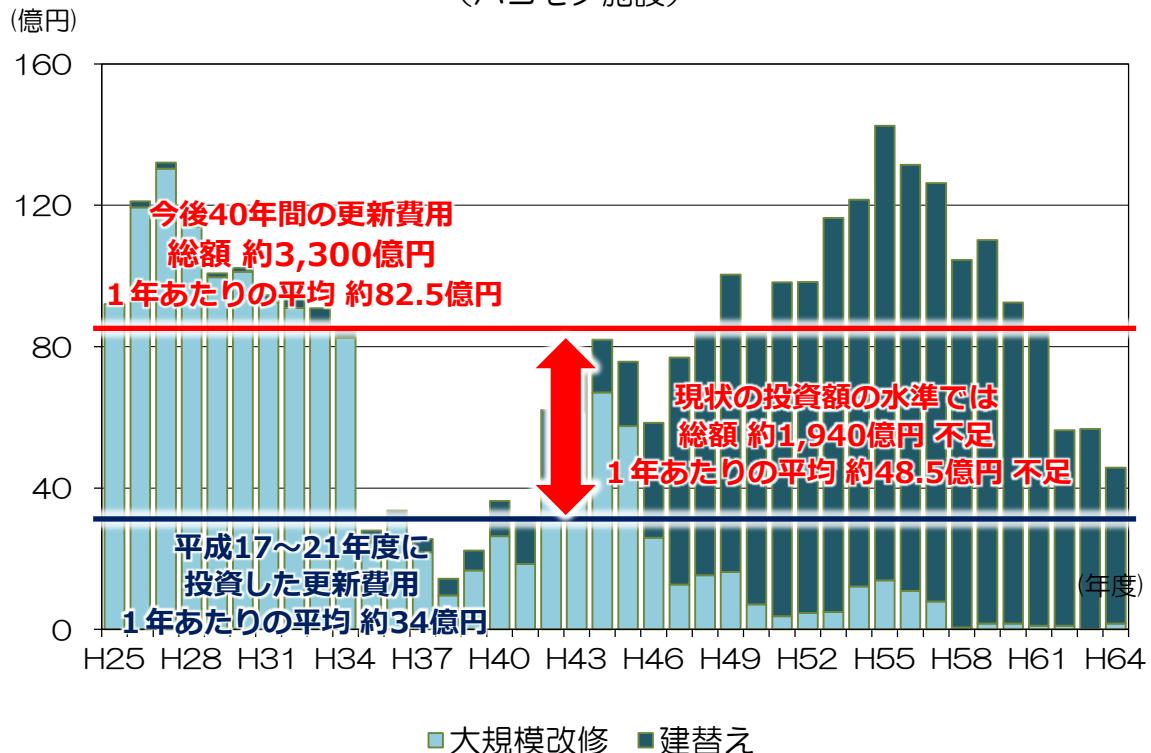
○グラフ7

ハコモノ施設の建築年代別延べ面積

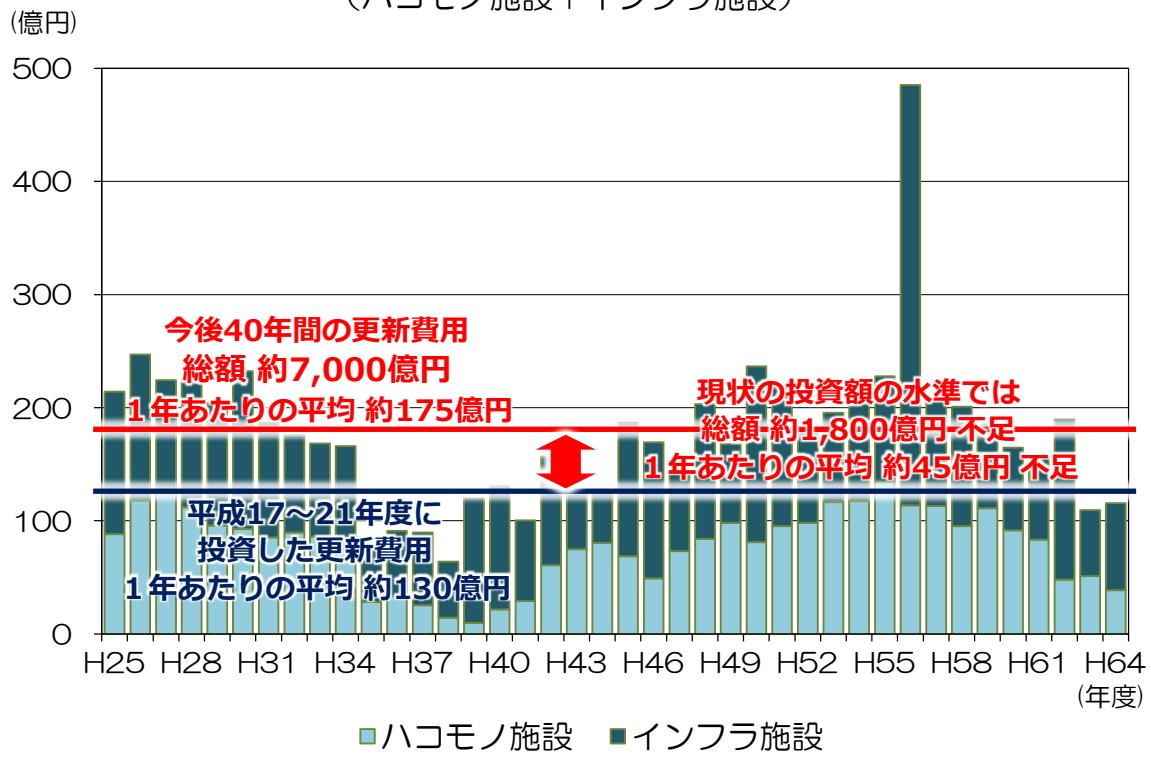


1980 年代までに
建築された施設が
約 2／3

○グラフ8 今後の施設更新費用シミュレーション結果
(ハコモノ施設)



○グラフ9 今後の施設更新費用シミュレーション結果
(ハコモノ施設+インフラ施設)



(5) 今後の財政推計

本市の今後の収支見込みについては、現下の経済状況は少し明るい兆しが見えはじめているものの、先行きは不透明であり、この先、人口減少が予測されることからも、歳入面で大幅な伸びを期待できる状況ではありません。

一方、歳出面では、人件費及びこれまでに借入した市債（臨時財政対策債^{*30}を除く）の返済にあてる公債費は減少していきますが、扶助費などの社会保障関係経費の増加をはじめ、現在取り組みを進めている明石駅前南地区市街地再開発事業^{*31}、中学校給食^{*32}の実施、土地開発公社の廃止に伴う第三セクター等改革推進債^{*33}の償還などの事業があることから、現行の行政サービスの水準を維持することを前提に試算すると、毎年度 10 億円～20 億円程度の収支不足が生じ、平成 32 年度には財源不足を補うための基金が底をつくと見込んでいます。

加えて、この試算に際して「(4) 公共施設の更新への対応」の項で示した公共施設の更新費用については、現行と同じ水準で計上しているため、施設配置の適正化の取り組みを進めなければ、さらなる収支不足が生じることとなります。

○表4 今後の収支見込み
(普通会計 予算・一般財源ベース)

- 【試算の条件】
- 1 景気の変動や制度改正等がないことを前提とする。
 - 2 現行の行政サービス水準を維持する。
 - 3 人件費の削減効果分を反映させる。
 - 4 上記を除き新たな収支改善の対策は行わない。

(単位：億円)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	備考
歳入合計(1)	611	596	600	601	602	606	610	611	613	615	
市税	402	398	401	402	398	401	402	398	400	402	H27以降：評価替え見込等を反映
地方交付税	148	133	134	134	139	140	143	148	148	148	
うち 地方交付税	99	98	99	99	104	105	108	113	113	113	H27以降：一部特殊要因を除き、地方交付税は一定としている (特殊要因：①公債費の交付税措置分 ②扶助費など法定経費の増加分 ③市税の評価替え見込などを反映) 臨時財政対策債はH27以降の見込みが不透明なため、仮に地方消費税交付金の増額分14億円を減額している
うち 臨時財政対策債	49	35	35	35	35	35	35	35	35	35	
その他	61	65	65	65	65	65	65	65	65	65	消費税率引き上げによる地方消費税交付金の増 H26 4億円、H27以降18億円
歳出合計(2)	616	607	613	610	620	624	622	620	623	625	
人件費	179	175	172	168	169	164	165	159	160	159	H26以降の共済費は29億円で一定と仮定
うち 退職手当	17	15	15	13	16	13	16	12	15	15	
扶助費	86	88	90	93	95	98	101	104	107	110	H26をベースに過去5年間の平均増加率から年3%増で試算
臨時財政 対策債分	23	25	27	30	33	35	38	40	41	42	H27以降の新規発行分は35億円で試算
公債費											明石駅前南地区市街地再開発事業(H23～H29)：市負担額104億円のうち市債93億円の償還費 中学校給食導入事業(H25～H27)：総事業費34億円のうち市債32億円の償還費 土地開発公社清算(H25)：第三セクター等改革推進債89億円の償還費(H26～H35 各年度9億円) その他事業：各年度の投資的経費にかかる新規発行分45億円の償還費
その他	88	79	81	80	82	83	79	77	75	73	
投資的経費	20	21	21	16	16	16	16	16	16	16	明石駅前南地区市街地再開発事業(H23～H29)：市負担額104億円のうち一般財源11億円 中学校給食導入事業(H25～H27)：総事業費34億円のうち一般財源2億円 その他事業：各年度16億円
繰出金	116	119	120	119	121	123	123	124	124	124	特別会計・企業会計・市民病院への繰出金 介護保険・後期高齢者医療事業の増あり
財政基金への 積み立て	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	前年度決算剰余金の1/2を積立
その他	119	120	122	124	124	125	120	120	120	121	明石駅前南地区再開発ビルにかかる維持管理経費：H29以降各年度2億円 中学校給食実施経費：H27 2億円、H28以降各年度5億円 庁舎建設基金積立金：H26～H31各年度4億円
予算執行残見込額	-20	-20	-20	-20	-20	-20	-20	-20	-20	-20	
収支差引額(A) 【(1)-(2)】	-5	-11	-13	-9	-18	-18	-12	-9	-10	-10	
基金取崩見込額(B)	5	11	13	9	18	18	12	9	10	10	
収支見込額(A)+(B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
基金残高見込額	74	63	50	41	23	5	-7	-16	-26	-36	

10 年間の累積収支不足額（収支差引額(A)の合計）115 億円

2 計画の基本方針と目標

(1) 計画の基本方針

今後も厳しい財政運営を強いられる状況が続くと見込まれる中ではあります
が、住民に最も身近な基礎自治体^{*34}として、将来世代に負担を先送りすること
なく、子どもたちに元気な明石を引き継いでいくために、市民福祉の向上を図
り、安全で安心して暮らせるまちづくりを行っていくという責務をしっかりと
果たしていかなければなりません。

そのためには、広く市民の意見を聴きながら、これからまちづくりを見据
えて、市の事業や施策全般にわたって、選択と集中の観点から、時代に合った
形に見直しを行うことにより、財源不足を解消し、将来にわたって持続可能な
財政構造を構築していく必要があります。

このため、計画の基本方針を以下のとおり定め、財政健全化の取り組みを推
進していきます。

① 子どもの健やかな育ちで、みんなの元気を生み出す

明石のまちづくりの基本方針となる第5次長期総合計画に定められたまち
づくり戦略である「子どもの健やかな育ちで、みんなの元気を生み出す」を
本計画においても基本方針とします。

② 自主財源^{*35}の確保を徹底する

市税等収入の確保、未活用地の活用（売却・貸付等）の強化、使用料や手
数料など受益者負担^{*36}の適正化などを通じて、自主財源の確保を徹底します。

③ 支援が必要な人に対する支援に重点を置く

支援が必要な人に対する支援に重点を置き、必要な支援が行き届くようサ
ービスを見直します。

④ 選択と集中、スクラップ・アンド・ビルトを徹底する

施策や事業をゼロベースで見直し、優先度を見きわめて重点化を図るとともに、新規・拡充事業に必要な財源は、原則として既存事業の見直しによっ
て確保します。

⑤ 必要性や効果を確かめる

社会経済情勢や市民ニーズに合っているか、市が実施する必要性があるか、効果は十分表れているか、コストが過大ではないか、公平性は保たれているかといった観点から、施策や事業を客観的に検証して見直します。

⑥ みんなで話し合って進める

事業や施策の見直しにあたっては、市民、市議会、行政が互いに情報共有したうえで十分に話し合い、様々な視点からの市民の意見を反映するよう努めます。

(2) 計画期間

今後 10 年で、明石駅前南地区市街地再開発事業、中学校給食の実施、土地開発公社の廃止に伴う第三セクター等改革推進債の償還など財政への影響が大きい事業に概ね目途が立つことから、本計画の計画期間は平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間とします。

(3) 計画の目標

目標 1 10 年間での収支均衡

計画期間の 10 年間で一般財源ベースの歳入と歳出を均衡させ、「表4 今後の収支見込み」に示す累積収支不足見込み額 115 億円を解消することを目指します。

目標 2 10 年後の基金残高 70 億円を確保

計画期間が終了する平成 35 年度末時点で、基金残高 70 億円を確保することを目指します。

また、基金については、大きな災害などに備えて、少なくとも 40 億円は確保しておく必要があるため、計画期間途中で基金残高 70 億円を割り込む場合でも、40 億円を割り込むことはないようにします。

3 取り組み項目

目標の達成に向けて、基本方針に基づき以下の5項目の取り組みを推進します。

(1) 市役所内部の取り組み

① 事務経費の削減

個別目標 10年間累積で事務経費を13億円削減

事務事業の総点検及び予算編成を通じた経費削減を進めるとともに、コストやサービスの面から、民間で実施した方が効率的、効果的な業務については、原則として全て民間に任せることを基本に、指定管理者制度及び業務委託を一層推進するなど、内部事務を効率化し、事務経費を削減します。

主な取り組み

◆指定管理者制度導入の推進

まだ指定管理者制度を導入していない施設のうち、制度を導入した方が効率的、効果的な施設について、制度の導入を進め、民間事業者等が管理運営する体制への移行を推進します。

◆業務委託の推進

窓口業務、ごみ収集運搬業務、プラント運転業務^{*37}をはじめ、民間で実施した方が効率的、効果的な業務について、業務委託の導入、拡大を推進します。

◆経常経費の削減

光熱水費、通信費、備品・消耗品費など、経常的な経費の削減を進めます。

◆事務効率の向上

事務手続きの簡略化、ITの活用、職員の能力向上等を通じて、事務効率を高めていきます。

◆他会計等への繰出金^{*38}の削減

特別会計^{*39}、企業会計^{*40}や地方独立行政法人明石市立市民病院等については、独立採算を旨とし、一般会計からの法令等に基づかない繰出金については削減していきます。

◆公債費の削減

市債の新規発行（臨時財政対策債分を除く）を、原則としてその年度の公債費のうち元金償還額以内とし、段階的に公債費を削減していきます。

② 人件費の削減

個別目標 平成 35 年度までに正規職員 1,800 名体制を実現

平成 35 年度までに年間総人件費を 20 億円削減(※)

正規職員 1,800 名体制の実現に向けて、業務の見直しはもとより、コストやサービスの面から、民間で実施した方が効率的、効果的な業務は、原則として全て民間に任せることを基本に、業務委託等を一層推進することなどにより、正規職員数等を削減するとともに、さらなる給与の適正化、時間外勤務の削減等を行い、人件費を削減します。

※平成 25 年度決算と平成 35 年度決算の退職手当を除く全会計の総人件費の比較によります。ただし、削減効果は既に「表4 今後の収支見込み」に反映しています。

主な取り組み

◆正規職員数等の削減

年次的、計画的に正規職員の削減を進めるとともに、業務の抜本的な見直しや廃止、業務委託等の一層の推進などにより、正規職員以外の任期付職員及び臨時職員についても削減を進めます。

◆地域手当^{*41}、持家にかかる住居手当の見直し

地域手当について平成 28 年度にかけて支給率を段階的に 7.5%まで引き下げます。また、平成 27 年 4 月から持家にかかる住居手当を廃止します。

◆退職手当の見直し

一般職の退職手当について、国家公務員の退職手当の引き下げに準じて、平成 25 年度から平成 27 年度にかけて段階的に約 16%引き下げます。

◆時間外勤務の削減

時間外勤務については、計画的な業務執行の徹底、全庁一斉定時退庁日の設定などの取り組みにより一層の削減を進めます。

◆特殊勤務手当^{*42}の見直し

一般行政職及び技能労務職^{*43}の特殊勤務手当について、平成 26 年 7 月に、廃止及び引き下げを原則とする抜本的な見直しを行ったところですが、引き続き、さらなる見直しに向けて、他自治体の状況などの検証を進めます。

◆組織の効率化

事務事業の見直しと職員数の削減に対応して、職員が意欲と能力を十分に発揮できる効率的な組織体制への見直しを適時適切に進めます。

③ 歳入の確保

個別目標 平成 35 年度までに
市税等の主な債権徴収率（現年度分）99%以上（※）
10 年間累積で歳入を 15 億円増加

市税をはじめとする市の主な債権について、徴収率の向上に取り組むなど、歳入の確保を推進します。

※一般会計及び特別会計の債権のうち、市税、国民健康保険料、下水道使用料等、主要な 18 債権^{*44}についての長期滞納分を除く、当年度に課した債権の徴収率を指標とします。

主な取り組み

◆債権徴収体制の強化

債権徴収を担当する組織体制を充実、強化するとともに、さらに迅速かつ円滑に事務処理を行えるよう債権管理システムの整備を進めます。

◆債権の管理に関する条例の整備

市の債権管理全般に関する統一的な事務処理基準等を規定した「債権の管理に関する条例」を制定し、債権の適正管理を徹底するとともに、債権管理対策を強化します。

◆迅速な法定回収手続きの推進

納期限が経過し、初期段階の督促や催告を行った後も滞納が続く場合は、迅速に財産の差押等の法定回収手続きへ移行し、資力があるにも関わらず長期滞納となる事案を防止していきます。

◆納付環境の整備

コンビニエンスストアにおける納付やペイジー^{*45}による口座振替受付など、納付の利便性を高めるサービスについて、各債権の特性や費用対効果を検証したうえで、導入を進めます。

◆その他歳入の確保

自動販売機の設置料や広告収入など、他の歳入の確保を進めます。

(2) 事務事業の見直し

個別目標 10年間累積で事業費を13億円削減

事業の必要性や実施手法、内容について、市が法令等の制限を受けることなく決定できる個人給付^{*46}、補助金、イベント、サービスといったソフト事業（市に裁量のある事業）について、社会経済情勢や市民ニーズに合っているか、市が実施する必要性があるか、効果は十分に表れているかなどの観点から検証し、見直しを進めます。

主な取り組み

◆個人給付、サービスの見直し

形式的な基準で一律に実施している個人給付やサービスについて、支援が必要な人に必要な支援を行うしくみとするなど見直しを進めます。

◆補助金の見直し

補助金についてその必要性を検証し、特に補助対象団体の運営経費に充てられる補助金については、団体が実施する事業に対する補助とするなど見直しを進めます。

◆イベントの見直し

各種イベントについて、それぞれの行政分野の政策目的の達成に十分な効果をあげているかを検証し、見直しを進めます。

(3) 公有財産^{*47}の有効活用

① 未活用地の活用の強化

個別目標 10年間累積で未活用地の売却・貸付による収入 11億円

土地開発公社から引き継いだものを含め、未活用地の活用（売却・貸付等）を進めます。

主な取り組み

◆活用予定のない土地の売却・貸付等

市の事業に活用する予定のない土地については処分することとし、売却可能な土地は売却するとともに、すぐには売却が困難な土地については貸付等の有効活用を進めます。

◆道路残地等の狭小地の売却・貸付

道路建設後に残る不整形の土地など、狭小で処分が困難な土地については、隣接者に売却できるよう働きかけるとともに、貸付等の有効活用を進めます。

② 公共施設配置の適正化

個別目標 40年間で公共施設総量を30%削減

10年間累積で施設配置適正化による収支改善55億円(※)

公共施設配置適正化基本計画及び同実行計画を策定し、これらに基づいて施設配置の適正化を進めます。

※施設の統廃合等に伴う維持管理運営経費の削減、施設跡地の売却・貸付等の収入による効果を合算したもの指標とします。

主な取り組み

◆公共施設配置適正化基本計画及び同実行計画の策定

公共施設配置適正化の基本方針や目標、施設種別ごとの方向性を示した基本計画と、個々の施設についての具体的な適正化手法やスケジュールを示した実行計画を策定します。

◆施設の有効活用

各施設における行政サービスの見直しや余剰スペースの洗い出しを行い、できる限り施設を有効に活用できるよう、転用、複合化、集約化を行うほか、不要と考えられる施設については廃止し、売却を進めます。

◆計画的な改修による施設の長寿命化

定期的な施設点検を行い、計画的に改修を行うことで、余分な修繕費を抑え、安全性を確保するとともに、建物の長寿命化を推進します。

また、劣化度調査^{*48}の結果等を参考に施設の大規模改修や建て替えの時期を分散させ、財政負担の年度間の平準化を進めます。

◆施設の効率的な管理運営

施設の一元管理、業務委託や指定管理者制度など民間の力の活用、事業者や地域団体への施設の移譲等により維持管理経費を削減するほか、施設に余剰となっている部分がある場合は、該当部分の貸付や売却を進めます。

また、施設におけるサービス提供に要する経費に対して応分の負担となるよう使用料等の適正化を進めます。

(4) 受益者負担の適正化

個別目標 平成 35 年度までに年間受益者負担収入を 2 億円増

受益と負担の公平性の観点から、対象とする経費の範囲や負担割合の考え方等を定めた受益者負担の算定基準を策定し、これに基づき、新たに受益者負担を導入すべきサービスを洗い出すとともに、各種使用料、手数料等を見直します。

主な取り組み

◆受益者負担の算定基準の策定

受益者負担を算定する際に対象となる経費の範囲や負担割合の考え方を示した受益者負担の算定基準を作成します。

◆新たに受益者負担を導入すべきサービスの洗い出し

従来、受益者負担を導入していないサービスの内容を検証し、受益と負担の公平性の観点から、新たに受益者負担を導入すべきサービスを洗い出します。

◆各種使用料、手数料等の見直し

受益者負担の算定基準に基づき、新たに受益者負担を導入すべきサービスを含めて、各種使用料、手数料等の見直しを進めます。

(5) 人口の維持、増加を目指す取り組み

歳入の確保に向けて、今後も持続的に成長し、より一層まちの活力を高め、人口を維持するだけにとどまらず、少しでも増やしていくため、限られた財源を柱となる施策に重点的に配分するとともに、これらの取り組みや明石の持つ魅力を積極的にPRしていくことで、より多くの人から選ばれるまちづくりを進めます。

主な取り組み

◆子どもが健やかに育つ環境の整備

待機児童の解消に向けた保育定員の増員、子ども・子育てに関する情報提供や相談体制等の充実、就学前教育・保育の充実などに取り組み、子どもの心豊かな成長を育むとともに、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めます。

◆支援が必要な人に必要な支援が行き届く環境の整備

支援が必要な高齢者や障害者への支援の充実、後見支援制度^{*49}の整備、子ども養育支援施策の充実等を通じて、支援が必要な人に必要な支援が行き届く環境づくりを進めます。

◆明石の魅力の積極的なPR

天文科学館や明石焼、タコ、タイをはじめとする様々な明石の魅力を発信することで交流人口の増加を促進するとともに、子どもが健やかに育つ環境、支援が必要な人に必要な支援が行き届く環境を積極的にPRしていくことで、若い世代を呼び込むとともに、定住を促進し、より多くの人から選ばれるまちづくりを進めます。

(6) 取組効果額の見込み

取り組みによる累積効果額は、下表のとおりと見込んでいます。

(1)～(4)の取り組みにより、「表4 今後の収支見込み」に示す計画期間中の10年間の累積収支不足見込み額115億円を解消し、(5)の取り組みにより、さらなる収支改善を目指します。

○表5 取組効果額の見込み（普通会計・一般財源ベース）

取り組み項目	累積効果 見込み額(※)
(1) 市役所内部の取り組み	①事務経費の削減 13 億円
	②人件費の削減 130 億円
	③歳入の確保 15 億円
(2) 事務事業の見直し	13 億円
(3) 公有財産の有効活用	①未活用地の積極的活用 11 億円
	②施設配置の適正化 55 億円
(4) 受益者負担の適正化	12 億円
合計	249 億円
うち「表4 今後の収支見込み」に反映していない効果額(A) (①②人件費の削減を除く効果額)	119 億円
計画期間中の累積収支不足見込み額(B)	115 億円
取り組み後の収支差引額(A-B)	4 億円

※累積効果見込み額は、事業の廃止や職員数の削減など見直しの効果が後年度まで及ぶ取り組みについては計画期間中の効果額を累計して積算しています。

※「(5) 人口の維持、増加を目指す取り組み」による効果額は、積算が困難であるため、この表には含めていません。

4 取り組みの進め方

(1) 市役所内部での検討

職員の意識改革を推進し、既存の制度や方針にとらわれることなく柔軟な発想をもって市役所内部での検討を進めます。

① 年度ごとのテーマの決定

各年度第1四半期（4月～6月）に、各取り組み項目について、その年度の重点テーマを決め、公表するとともに、市役所内部での検討を進めます。

② 見直し案の公表・意見交換

各年度第2四半期（7月～9月）を目途に、その年度の見直し案を公表し、市民、市議会との意見交換を行っていきます。

③ 見直し内容の決定・公表

市民、市議会との意見交換の結果を勘案して見直し内容を決定し、各年度第4四半期（1月～3月）に公表します。

(2) 市民、市議会との意見交換

市民、市議会、行政が互いに情報を共有したうえで十分に話し合い、一緒に考えながら取り組みを進めます。

① 財政健全化推進市民会議

市民参画のもとに取り組みの着実な推進を図るため、公募市民、各種関係団体代表、学識経験者等で構成する財政健全化推進市民会議等において、継続的に協議しながら取り組みを進めます。

② 財政健全化推進協議会

市と市議会とが協力して財政健全化を推進するため、市議会各会派の代表者で構成する財政健全化推進協議会等において、継続的に協議しながら取り組みを進めます。

③ 市民や関係団体との意見交換

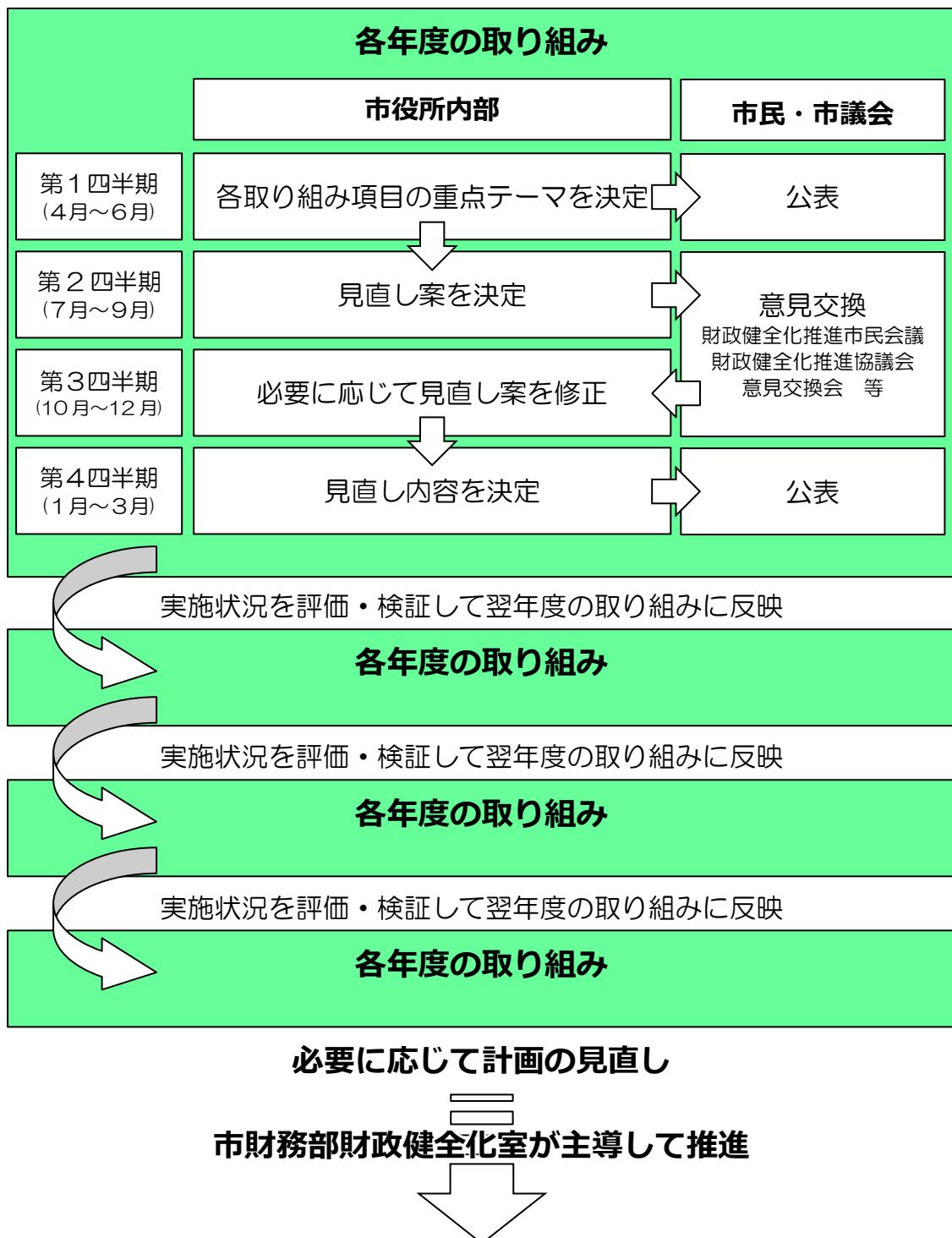
広く市民や関係団体の意見を聴きながら取り組みを進めるため、市民に分かりやすい形で十分に情報提供を行うとともに、定期的に市民や関係団体との意見交換を行います。

(3) 計画のフォローアップ

市財務部財政健全化室において、市役所内部での検討、市民、市議会との意見交換を主導し、計画を着実に推進していきます。

また、毎年度、計画の実施状況を評価・検証し、翌年度以降の取り組みに反映するとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

○図 取り組みの進め方



用語説明

*¹ 行政改革大綱

少子高齢化の急速な進展や、行政需要の多様化、また地方分権の時代に対応するため、平成8年8月に策定した大綱です。「新たな時代の市民ニーズに対応できる行政の再構築を図る」を基本方針とし、事務事業の見直し、時代に即応した組織・機構の見直し、定員管理及び給与の適正化の推進など、6つの重点事項について行財政全般について総点検を行い、行政改革を推進するものとしています。

*² 行政改革実施計画

「行政改革大綱」を基本理念として位置づけ、時代状況や行政を取り巻く社会経済情勢等の変化に的確に対応できる行政改革の取り組みを定めた計画です。

平成23年度から平成25年度までの第6期目の計画では、第5次長期総合計画に掲げる行政経営の展開方針を実現していくための目標及び取り組み項目を定め、各種の取り組みを進めてきました。また、計画中に財政の健全化に関する数値目標として、①経常収支比率95%未満②基金残高40億円の確保③収支改善目標総額30億円④総人件費5%削減を掲げていましたが、これら4つの数値目標については、いずれも達成しました。

*³ 第5次長期総合計画

市のすべての行政計画の最上位に位置づけられる計画です。計画期間を平成23年度から平成32年度として、平成23年6月に策定しました。計画では、目指す10年後のまちの姿を、「ひと まち ゆたかに育つ 未来安心都市・明石」と定め、「ひと」に焦点を当てたまちづくりを進めています。また、「子どもの健やかな育ちで、みんなの元気を生み出す」ことをまちづくり戦略としており、戦略の5つの柱を定めています。

*⁴ 再任用職員

民間における定年退職者等の再雇用にあたるものであり、地方公務員法に基づき、退職後、再度任期（原則5年）を定めて雇用される職員のことです。

*⁵ 任期付職員

「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づき、任期（原則5年）を定めて雇用される職員のことです。従来の臨時職員の雇用については、雇用年限等において、地方公務員法上の課題があったことから、臨時職員との置き換えを基本に、短時間勤務（原則週4日31時間勤務）の任期付職員を採用しています。

*⁶ 地方独立行政法人

住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施される必要のある事務・事業のうち、地方自治体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的・効果的に行わせるため、平成16年施行の地方独立行政法人法に基づき地方自治体が設立する法人のことです。

*⁷ 共済費

民間における健康保険、厚生年金等にあたるものであり、法令等に基づき、地方公共団体が負担する経費のことです。

*⁸ 臨時職員

地方公務員法に基づき、臨時の（原則1年）に雇用される職員のことです。

*⁹ 指定管理者制度

従来、地方自治体やその外郭団体に限定していた市民会館や図書館などの公の施設の管理・運営を、民間ノウハウを活用し、住民サービスの向上と経費の削減を図るために、民間事業者等に包括的に代行させることができる制度で、平成15年度の地方自治法改正により創設されました。

*¹⁰ 土地開発公社

「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に寄与することを目的として、市の全額出資により設立された特別法人です。

*¹¹ コンビニ収納

コンビニエンスストアにおける公金の納付書払いのことです。

*¹² 行政財産

地方自治体が行政目的で用いる財産のことで、庁舎や消防署など自治体が事務を行うために直接利用する「公用財産」と、学校や道路など住民が一般的に共同利用する「公共用財産（公の施設）」の2つに区分されます。

*¹³ 広告モニター

公募により決定した事業者が、民間企業等を廣告主とした廣告映像等を放映するために、庁舎に設置する機器のことです。新たな収入の確保及び市政情報発信の充実を目的とした取り組みです。

*¹⁴ 地方交付税

基礎的な行政サービスを提供するため、税収が足りない自治体に国から支給されるお金のことです。使い道については指定されておらず、市が自由に使うことができます。

*¹⁵ 一般財源

事業費から国県からの補助金や市債（借金）などを除いた正味の市負担額をいいます。

*¹⁶ 扶助費

社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、障害者等に対して行っている様々な支援に要する経費のことです。生活保護、乳幼児・高齢者などの医療費助成、障害者自立支援費などが該当します。

*¹⁷ 投資的経費

公共施設の整備費用など、その支出効果が長期にわたって続くものを指します。

*¹⁸ 基金

市の貯金に当たります。

*¹⁹ 普通会計

地方財政統計上、統一的に用いられる仮想（バーチャル）会計です。

地方公共団体の財政の規模は、個々の団体によって、設置される特別会計も違えば一般会計が網羅する範囲も違うため、単純な合算比較ができないので、普通会計という各地方公共団体共通の基準による統計上の会計区分を設定して、各地方公共団体間の財政比較が可能となるようにしてあります。

*²⁰ 財政基金

年度間の財源の不均衡を調整するために設置された基金（貯金）です。

*²¹ 減債基金

将来の市債（借金）の償還に備えるために設置された基金（貯金）です。

***22 特別会計等財政健全化基金**

特別会計等の健全な運営のために設置された基金（貯金）です。

***23 公債費**

市の借金である市債の元本や利子の支払いなどに要する経費のことです。

***24 実質公債費比率**

平成 19 年に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」に基づく財政健全化判断比率のひとつです。

市税や地方交付税などの自由に使える収入のうち、公債費や公営企業の市債（借金）償還に対する繰出金など、実質的な市債（借金）の償還に使われたものの占める割合をいいます。この比率が 18%を超えると、市債（借金）の発行に総務省の許可が必要となります。また、25%を超えると、財政健全化計画を策定し、比率が基準以下になるまで、財政の健全化に取り組むことになります。

***25 特例市**

地方分権を推進するため、市町村への権限移譲を推進する観点から、平成 12 年に創設された都市制度です。

人口 20 万以上の要件を満たし、行政ニーズが集中し事務処理に必要とされる専門的知識・技術を備えた組織を整備することが可能と思われる場合に、市からの申し出に基づき政令により指定されます。

特例市には、開発行為の許可、騒音、振動、悪臭などを規制する権限、計量器の定期検査・立入検査などの権限が移譲され、市の実情に応じた行政サービスを、早く、きめ細かく行うことができるようになります。

平成 26 年 4 月現在で明石市、加古川市、宝塚市など 40 市が指定されています。

***26 財政力指数**

地方公共団体の財政力を示す指標です。指標が高いほど税収などが多く、豊かな団体ということになり、1 を超える団体には、原則として地方交付税は交付されません。

***27 経常収支比率**

財政構造の弾力性を見るための指標で、日常的な行政活動に必要な経費に、市税や地方交付税などの自由に使える収入がどのくらい使われているかの割合です。

この数値が低いほど、自由に使える収入に余裕があることになり、財政構造に弾力性があることになります。一般にこの値が 80%を超える場合には、財政構造が弾力性を失いつつあるといわれています。

***28 将来負担比率**

平成 19 年に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」に基づく財政健全化判断比率のひとつです。

一般会計の借入金（地方債）や公営企業、組合、設立法人等に対して将来支払っていく可能性のある負担など、各地方公共団体が将来負担すべき実質的な負債が、財政規模に対してどれくらい大きいかを示す比率です。

この比率が市町村は 350%、都道府県及び政令市は 400%を超えると、市債の発行に総務省の許可が必要となります。

***29 延べ面積**

建物の壁に囲まれた各階の床面積の合計のことです。

***30 臨時財政対策債**

国の地方交付税の財源が不足しているため、特例として発行が認められている市債（借金）のことです。地方交付税の振替財源とされているため、元利償還金の全額が後年度の地方交付税で補てんされます。

***31 明石駅前南地区市街地再開発事業**

「人々の暮らしを、海 食 時 で彩るまちに」を基本コンセプトとした「明石市中心市街地活性化基本計画」(平成 22 年 11 月)において、中心市街地の活性化における核となる重要な事業の一つとして位置づけている事業です。

商業施設に加え、図書館や子育て支援施設、健康・保健施設、医療モール、市役所窓口機能、高層住宅などの暮らしに直結する複合施設を整備し、まちの賑わいを創出することとしています。

***32 中学校給食**

成長期にある中学生に栄養バランスのとれた安全・安心な昼食を提供するとともに、食育を推進することを目的に、市立中学校において給食を実施する事業のことです。

***33 第三セクター等改革推進債**

経営が悪化した公営企業や第三セクターなどを廃止・清算する際に、平成 21 年度から平成 25 年度までの間に限り、地方公共団体が発行することができる地方債のことです。多額の負債を早期に処理し、地方財政の健全化を進めることが目的であり、地方公共団体の将来における財政の健全な運営に資すると認められる場合に発行が認められます。

***34 基礎自治体**

住民に最も身近な行政サービスを行う総合的行政主体である地方自治体のことで、市区町村を指します。これに対して、広域自治体は都道府県を指します。

***35 自主財源**

市税や使用料、手数料など、市が自らの権限で収入することができる財源のことです。これに対して、国庫補助金や地方交付税など、国や県の基準に基づいて交付されたり、割り当てられたりする収入のことを依存財源といいます。

***36 受益者負担**

税負担とは別に、特定の行政サービスを受ける者に受益に応じた負担を求めることがあります。公共施設の使用料や各種証明書発行に伴う手数料などが該当します。

***37 プラント運転業務**

クリーンセンター、浄水場、浄化センター等の大型機械設備の運転業務のことです。

***38 繰出金**

市の一般会計から、国民健康保険事業、介護保険事業、下水道事業などの特別会計や水道事業などの企業会計に支出する経費のことです。

***39 特別会計**

特定の歳入があり、一般会計と分けて収支を明確にしている会計です。本市では、平成 26 年度においては、国民健康保険事業、下水道事業など 12 の特別会計を設置しています。

***40 企業会計**

特定の事業により収益をあげて独立採算を基本とする、民間に近い経理を行う会計です。本市では、平成 26 年度においては、水道事業、大蔵海岸整備事業の 2 つの企業会計があります。

***41 地域手当**

国の場合、様々な地域に勤務する国家公務員の給与について、地域ごとの民間賃金水準との均衡を図るために、市区町村別に支給率を定めて支給する手当です。地方自治体においても、国公準拠の考え方から、同様の趣旨で支給する手当です。

***42 特殊勤務手当**

法令等に基づき、職員が著しく危険、不快、困難な業務に従事した場合に、その実績に応じて支給する手当です。

***43 技能労務職**

現業業務に従事する自動車運転手、作業員、給食調理員等のことです。

***44 18債権**

未収金対策の一環として立ち上げた債権管理対策会議において、管理対象としている債権のうち、企業会計の債権である水道使用料を除く18債権を指しています。

具体的には、①市税 ②国民健康保険料 ③保育所保育料 ④助産施設入所者負担金
⑤介護保険料 ⑥後期高齢者医療保険料 ⑦下水道使用料 ⑧下水道受益者負担金
⑨生活保護返還金 ⑩国民健康保険返納金 ⑪災害援護資金 ⑫住宅資金等貸付金
⑬専修学校奨学金貸付金 ⑭水洗便所改造資金等貸付金 ⑮市営住宅使用料
⑯駐車場使用料 ⑰高校生奨学金 ⑱放課後児童クラブ保護者負担金 です。

***45 ペイジー**

税金や公共料金などの支払いを、金融機関の窓口やコンビニエンスストアのレジに並ぶことなく、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATMから支払うことができるサービスのことです。

***46 個人給付**

個人を対象に金銭等を給付する事業のことです。

***47 公有財産**

地方自治体が所有する不動産などは「公有財産」と呼ばれ、「行政財産」と「普通財産」に区分されています。

***48 劣化度調査**

建物の部位・設備ごとに、その劣化状況を調査することです。経過年数や劣化状況等により、今後の改修時期と費用がいくら必要かの見通しを立て、計画的な修繕を目指すものです。

***49 後見支援制度**

認知症、知的障害、精神障害などによって、自分で十分な判断をすることができない方の権利や財産を守り、法的に支援するための制度のことです。

本市では、後見制度に関する各種相談、後見受任、市民後見人の要請、関係機関との連携及び同制度の普及啓発などを一体的に行う「後見センター（仮称）」を設立する予定です。

